

保谷庁舎跡地周辺の賑わい ～保谷庁舎市民広場前にキッチンカーが登場～

保谷庁舎跡地周辺の賑わい創出のため、保谷庁舎におけるキッチンカーの使用許可申請の受付を開始します。

1 許可する期間

令和6年10月から（令和7年度末までを対象）

2 許可場所の概要

所在地：西東京市中町一丁目5番1号

財産名称：保谷庁舎

許可面積：21 m²（3.5m×6m）2カ所



3 使用料

372 円/（区画・日）

4 申し込み等

（1）募集開始：令和6年9月上旬から（1か月毎の申請受付）

（2）許可日：開庁日

（3）許可時間：午前10時から午後4時まで

（4）募集方法

①一次募集：市内事業者を対象に使用月の前月10日頃に市HPで案内

②二次募集：一次募集終了後の空枠に対して市外事業者を含め改めて市HPにて募集

（5）使用料支払方法：実施日までに窓口納付

【問い合わせ先】 総務部 危機管理課（TEL：042-438-4005）